

告 176-8  
(告 176-4 の反訳)

野村：もうひとつね、全ての書類でお尋ねしたいのはね、3社を呼んで、その金額を決める前の段階で、3社を呼んで打ち合わせをして、その3社にあらかじめ絞った。無数にホームページ、Webサイトを作る会社は、無数にあるのに。これもちろん東京は弾いてと、北海道で実績があるってことのね、理由は分かるんですけどね。ただその3社に絞ったのであれば、当然そのときにね、将来の受発注に関してね、話も出ないわけがなくてね、「やるかどうか？」とね、「いつごろお考えですか？」そういう話が出たり、「ウチにやらせてくれたら、こんな風にしますよ」とかね。営業だったら、当然そういう話が出るわけで、それをね、記録をね、残さなかった理由をちょっと小林さんにお尋ねしたい。

小林：何回も言ってますけど、単なる情報収集であって、残すほどのものではない、という判断です。

野村：でもね、過去に僕がチセヌプリのね、対応報告書もらいましたよね。いろんなね、いろんな文書ももらってますけどね。そのね、バランスからするとね、なぜ今回のやつを残さなかったのと、すごく疑問に感じますよ。例えばチセハウス、応対してね、こういう話があったという記録が残ってた。「あのときは残ってたのに、なんでこれが残らないの？」っていうのが、素朴な疑問ですよ。

小林：うん。何度も言うようですけども、単なる情報収集であって、そんなに残す必要ないという。考え方で。

野村：そこでちょっと確認したいんですよ。蘭越町でね、情報公開条例の第4条でね。これ、ちょっと僕が気になるのはね、僕がね、ここでね、あれこれ情報もらいだしてね、あなた方はね、記録を取るとね、記録を取ると、文書出してね、余計なね、「知らしむべからず」が崩れちゃうからね、そもそも記録を取るのを止めよう、と。打ち合わせ記録なんか、応対記録も取るのもやめよう、というふうにやってるんじゃないかってことをね、感じるんですけど。じゃ、何を取って、単なる情報収集と言いながら、実際ね、その中に受注した会社は含まれるんですよ。ね、赤木ファイル、森友の件についても、そもそも、あれが発覚したのは、同じようにね、市民団体が情報公開して、そこから発覚したんですよ、発覚してその中で。その中で何だ、応対記録が出てね、(不明) どれも同じことやってるわけですよ。どこの行政もね、同じようなことを。文書をどこまで残す。残さないで。ただ、僕がちょっとね、今回おかしいな、と思って調べてね、調べて文書管理規程、蘭越の文書規定管理規程があるように、国にも文書管理規定がある。ガイドラインもあ

告176-8  
(告176-4の反訳)

る。基本的に全て残せですよ、基本的にどんな些細なものでもね、本当に明らかに雑談だけだったら、いいのかもしれませんがね。でもね、基本的に本当に何でも残せですよ。例えば、いま問題になってるね、なんだ、部外の記録どころか、部内のね、その役所の中でね、指示した記録さえもね、出せという話しになるわけですよ。記録あってね、記録があって、出す出さないという話しになって、遺族は怒ってるわけですよ。それと比較するとね、僕は出さない、作らないことがね、とても疑問に感じますよ。